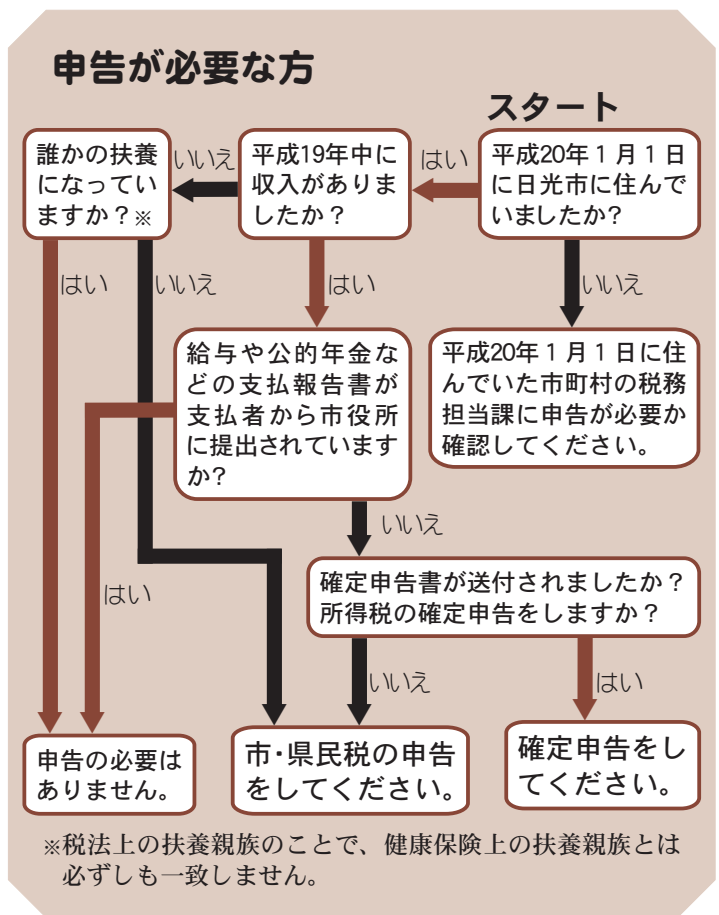


# 税の申告は

## 正しくお早めに！

今年も所得税と市・県民税の申告の時期を迎えました。申告期間中は会場が大変混雑します。あらかじめ必要な書類の記入などを済ませておくなど、ご協力をお願いします。



### 申告の期間と会場



◆所得税  
会場 鹿沼商工会議所催事ホール  
(鹿沼市陸町287-16)  
期間 2月5日(火)～3月17日(月) 午前9時～午後4時  
※そのほかの期間は、鹿沼税務署で申告してください。

◆所得税の還付申告は、鹿沼税務署で1月4日(金)から受け付けます。

◆市・県民税と所得税  
会場・期間 8、9ページをご覧ください。

次の項目に該当する方は、市役所では申告受付ができませんので、

鹿沼税務署で申告してください。

- 譲渡所得(土地や家屋、株式の売却など)や山林所得がある方
- 青色申告の方
- 収支内訳書を作成していない方

※鹿沼税務署から申告書用紙が郵送された方は、その用紙をお持ちください。

※各会場とも土曜・日曜日、祝日は申告受付を行っていませんのでご注意ください。

※申告書などは、郵送で提出することもできます。

※所得税の確定申告書は、国税庁ホームページで作成することができます。詳しくは国税庁ホームページ「確定申告書作成コー

## 障害者控除を受けるには

申告者本人が心身に障がいのあるときは、障害者控除を受けることができます。

また、申告者の配偶者や生計を共にしている親族が心身に障がいのある方で、申告者の扶養親族となる場合も障害者控除を受けることができます。ただし、前年の所得が38万円以下の方で税法上、他者の扶養親族となっておらず、青色事業専従者給与の支払いを受ける方および白色申告者の事業専従者に該当する方を除きます。

◆障害者控除を受けるために必要なもの

次の①～⑤のいずれかが必要です。

- ① 身体障害者手帳(赤色の手帳)
- ② 療育手帳(緑色の手帳)
- ③ 戦傷病者手帳(黒色の手帳)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳(青色の手帳)
- ⑤ 市福祉事務所長が発行する障害者控除対象者認定書

※手帳の有無や年齢の基準日は、平成19年12月31日です。

※障害者控除対象者認定書は、厚生福祉課障がい福祉係または、総合支所健康福祉課で申請により発行されます。

◆⑤の認定書が発行される方  
障害者控除対象者認定書が発行されるのは、満65歳以上で、その障がいの程度が次のような身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者に準ずる方です。

- 常に病床にあり、複雑な介護を受けなければならない方
- 介護保険の要介護認定を受けている方で、その状態が障がい者に準ずる方

※障害者控除は、介護保険被保険者証および認定決定通知書の提示だけでは、適用されません。

障害者控除対象者認定書に関する問い合わせ先  
厚生福祉課 障がい福祉係  
☎(21)5174

### 申告に必要なもの



所得税と市・県民税の申告に必要なものは次のとおりです。詳しくは、広報紙と一緒に配布した「得する税の情報」をご覧ください。

- ① 印鑑(認め印)
- ② 収入に関する書類
- ③ 給与所得者や公的年金受給者：源泉徴収票(原本に限る)
- ④ 事業所得者(農業・営業・不動産)：収支内訳書

※内訳書の内容を確認させていただく場合がありますので、収入・支出の分かる帳簿や領収書などを一緒にお持ちください。

④ 控除に関する書類(会社の年末調整で提出したものは除く)

- 生命保険料(一般用・個人年金用)控除や地震保険料控除を受ける場合：保険料や掛け金の控除証明書

- 短期損害保険料(火災・損害・建物更正など)控除は、平成18年分をもつて終了しました。
- 長期損害保険料控除は、平成18年12月31日以前に契約のもののみ有効です。
- 社会保険料控除を受ける場合  
国民年金保険料：控除証明書(社会保険事務所発行)や領収書など支払いを証明する書類  
国民健康保険税・介護保険料：市役所で申告する場合、申告時にお申し出ください。市役所以外で申告する場合、領収書や納付確認書が必要です。
- 納付確認書は、国税課や税務課、各総合支所税務係、市民サービスセンター、各支所・出張所で発行されます。
- 年金から天引きされた介護保険料は、申告者本人以外の社会保険料控除とすることはできませんのでご注意ください。
- 医療費控除を受ける場合、所定の医療費の明細書を作成の上、領収書をご持参ください。
- 医療費の明細書は「得する税の情報」の中にありますので、ご利用ください。
- そのほか  
⑤ 扶養親族がいる場合は申告時にお申し出ください。

◆足尾地域◆

対象地区	受付日	会場	受付時間
愛宕下 赤倉 南橋	2月 1日(金)	赤倉集会所	午前10時～正午 午後1時～3時
上間藤	4日(月)	上間藤集会所	
上の平 下間藤	5日(火)	下間藤集会所	
神子内 野路又	6日(水)	野路又集会所	
砂畑 中才 遠下	7日(木)	中才集会所	

◆栗山地域◆

対象地区	受付日	会場	受付時間
湯西川(仲内・平沢・川戸・高手)	2月 1日(金)	湯西川公民館	午前10時～正午 午後1時～3時
湯西川(湯平・今淵・石上・沢口・花和)	4日(月)		
黒部	5日(火)	黒部集会所	午前9時30分～11時30分
土呂部		土呂部集会所	午後1時30分～3時30分
上栗山	6日(水)	上栗山集会所	午前9時30分～11時30分
川俣		川俣集会所	午後1時30分～3時30分
若間	7日(木)	若間集会所	午前9時30分～11時30分
川俣温泉		川俣温泉集会所	午後1時30分～3時30分
野門	8日(金)	野門集会所	午前10時～11時30分
青柳平		栗山総合支所	午後1時30分～3時30分
日蔭	13日(水)	日蔭集会所	午前9時30分～11時30分
西川		西川集会所	午後1時30分～3時30分
日向(大王)	14日(木)	日向公民館	午前9時30分～正午
日向(戸中)			午後1時～3時30分
日向(野尻)	15日(金)		午前9時30分～正午 午後1時～3時30分

◆藤原地域◆

対象地区	受付日	会場	受付時間
中三依 芹沢 独鈷沢	2月 1日(金)	三依支所	午前10時～正午 午後1時～3時
横川 上三依	4日(月)	上三依自治公民館	
藤原 釈迦ヶ岳 小原	5日(火)	藤原集会所	
大原 大原稲荷町 大原市営住宅	6日(水)	大原集会所	
自由ヶ丘 富士ヶ丘 自由ヶ丘市営住宅	7日(木)	自由ヶ丘自治公民館	
五十里 川治 坂本 高原 小網	8日(金)	川治コミュニティハウス	
元湯通り つつじヶ丘 星ヶ丘 温泉駅前 松原 さくら通り	12日(火)	藤原総合文化会館	
鬼怒川(滝)	13日(水)	鬼怒川コミュニティハウス	
高德	14日(木)	高德生活改善センター	
小佐越 城の内 柄倉 朝日ヶ丘 太陽ファミリー	15日(金)	小佐越地区多目的集会センター	

くわしくは  
市・県民税申告について  
本庁税務課市民税係 ☎ 21-5113  
日光総合支所日光税務係 ☎ 54-1117  
藤原総合支所藤原税務係 ☎ 76-4103  
足尾総合支所足尾税務係 ☎ 93-3112  
栗山総合支所栗山税務係 ☎ 97-1132  
確定申告(所得税)について  
鹿沼税務署個人課税第部門 ☎ 0289-64-2153

◆日光地域◆

対象地区	受付日	会場	受付時間
南小来川 宮小来川 東小来川 中小来川 西小来川 滝ヶ原	2月 1日(金) 4日(月)	小来川公民館	午前9時30分～正午 午後1時～3時
清滝丹勢町 丹勢町 清滝中安戸町 細尾町 清滝1丁目 清滝4丁目	5日(火) 6日(水)	清滝公民館	午前9時～正午 午後1時～3時
所野	7日(木) 8日(金)	所野コミュニティセンター	午後1時～3時
花石町 久次良町 清滝安良沢町	12日(火) 13日(水)	久次良町公民館	
中宮祠 湯元	14日(木)	中宮祠公民館	午前9時30分～正午 午後1時～3時
七里 野口 和泉	15日(金)	野口公民館	午前9時～正午
山久保		山久保集会施設	午後1時30分～3時

申告をしないとあらゆる面で不利になります。収入が無くても「収入ゼロ」の申告をしましょう。  
○国民健康保険税低所得者軽減が受けられません。  
○介護保険料の段階判定が正しく算定されません。  
○保育料や幼稚園の就園奨励費、児童手当などが正しく算定されません。  
○各種証明書(所得証明書・住民税決定証明書・非課税証明書)の交付を受けられません。  
※市営・県営住宅に入居されている方は、後日住民税決定証明書の提出が必要になります。

◆全地域対象◆

受付日	会場	受付時間
2月18日(月) 3月17日(月) (土曜・日曜日を除く)	市役所本庁(第3庁舎3階会議室) 研修センター(日光総合支所隣) 藤原総合支所藤原税務係 足尾総合支所足尾税務係 栗山総合支所1階会議室	午前9時～正午 午後1時～4時

※確定申告の受付は、鹿沼税務署長の許可に基づき行っていますので、3月17日(月)までの期間限定です。

◆今市地域◆

対象地区	受付日	会場	受付時間
塩野室	2月 5日(火)	塩野室支所	午前9時～正午 午後1時～4時
落合	6日(水)	落合公民館	
豊岡	7日(木)	豊岡支所	
大沢	8日(金)	南原出張所	
	12日(火)	大沢支所	
今市	13日(水) 15日(金)	市役所本庁(第3庁舎3階会議室)	

※2月5日(火)～15日(金)の間は、市からはがきや市・県民税申告書が届いた方や、65歳以上の公的年金などの受給者の方で所得税が還付になる方が対象です。



申告をしないと

※扶養親族とは、平成19年12月31日(年の途中で死亡した方についてはその死亡の日)において、納税者と生計を共にする方(青色事業専従者給与の支払いを受ける人および白色申告者の事業専従者に該当する人を除く)のうち、平成19年中の合計所得金額が38万円以下の方です。扶養親族1人につき、1人の納税者の扶養親族にしかなることはできませんので、親族間で重複することがないように、ご確認ください。